

# 高田浄水場再整備事業

## 最優秀提案者等の選定に係る 審査報告書

令和4年3月

高田浄水場再整備事業推進委員会

高田浄水場再整備事業推進委員会は、小田原市の高田浄水場再整備事業に関して、事業者選定基準（令和3年9月【変更版】）に基づき、提案内容の審査を行いましたので、審査結果及び審査講評を報告します。

令和4年3月28日

高田浄水場再整備事業推進委員会  
委員長 長岡 裕

## 【目 次】

第1章	はじめに	1
第2章	事業概要	1
1)	事業名称	1
2)	事業主体	1
3)	事業方式	1
4)	選定方式	1
5)	事業期間	1
第3章	プロポーザル応募の手続きの経緯	2
第4章	審査の手順	3
第5章	本委員会の構成および開催経緯	4
1)	本委員会の構成	4
2)	本委員会の開催経緯	4
第6章	審査の結果	5
1)	応募資格審査	5
2)	提案書類審査（提案価格・基礎審査）	5
3)	技術評価	5
4)	価格評価	7
5)	総合評価	7
6)	最優秀提案者の選定	7
第7章	審査の総評および講評	8
1)	総評	8
2)	各評価事項に対する講評【Bグループ】	8
第8章	おわりに	9

## 第1章 はじめに

高田浄水場再整備事業推進委員会（以下、「本委員会」という。）は、高田浄水場再整備事業（以下、「本事業」という。）に関して、高田浄水場再整備事業事業者選定基準（以下、「事業者選定基準」という。）に基づき、提案内容の審査を行い、最優秀提案者を選定したので、ここに審査結果及び審査講評を報告する。

## 第2章 事業概要

### 1) 事業名称

高田浄水場再整備事業

### 2) 事業主体

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦

### 3) 事業方式

設計・施工・運転維持管理一括発注方式（DBO方式）

### 4) 選定方式

公募型プロポーザル方式

### 5) 事業期間

設計建設期間 令和12年3月31日まで<sup>※1</sup>

運転維持管理期間 令和5年4月1日から令和30年3月31日まで<sup>※2</sup>

（ただし、令和5年3月31日までに運転維持管理業務を適切に実施するための準備を完了）

※1 膜ろ過方式による浄水施設は、令和10年3月末までに完了させる。

※2 令和5年4月以降は、現在の急速ろ過方式の高田浄水場の運転維持管理を現行の委託業者から引き継ぐ。

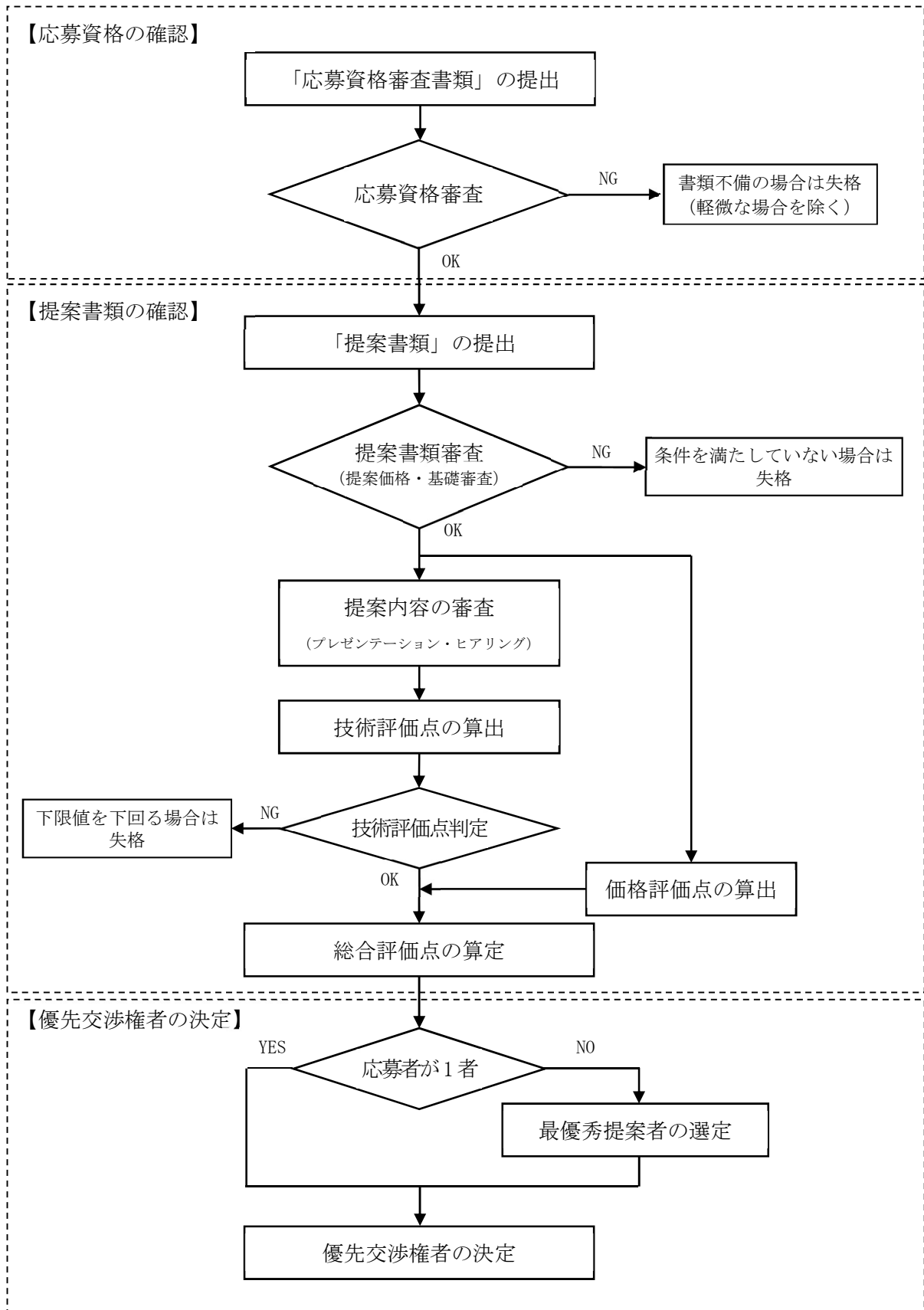
### 第3章 プロポーザル応募の手続きの経緯

プロポーザル応募の手続きの経緯は、以下のとおりである。

実施事項	日程
実施方針の公表	令和3年3月1日
現地見学会の実施	令和3年3月26日
実施方針に関する質問及び意見等の受付締切	令和3年4月9日
実施方針に関する質問及び意見等への回答公表	令和3年5月10日
プロポーザルの告示(募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、設計建設業務請負契約書(案)及び運転維持管理業務委託契約書(案)(以下「募集要項等」という。)の公表)	令和3年6月11日
閲覧資料の貸与	令和3年6月11日から 令和3年6月25日まで
募集要項等に関する説明会	令和3年6月29日
募集要項等に関する質問の受付締切	令和3年7月16日
募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年9月3日
参加表明書等の受付締切	令和3年9月17日
現地調査の受付締切	令和3年9月17日
応募資格審査結果の通知	令和3年10月19日
技術対話における確認事項の受付締切	令和3年10月22日まで
現地調査の実施	令和3年9月29日から 令和3年10月27日までの間に各グループ2日間
技術対話の実施	令和3年11月16日
対話結果の公表	令和3年12月21日
提案書類の受付締切	令和4年1月28日
提案価格審査及び基礎審査結果の通知	令和4年2月17日
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和4年3月12日
最優秀提案者の選定	令和4年3月12日

## 第4章 審査の手順

審査は、以下の手順で実施した。



## 第5章 本委員会の構成および開催経緯

### 1) 本委員会の構成

本委員会の委員は、以下のとおりである。

	氏名	所属
委員長	長岡 裕	東京都市大学建築都市デザイン学部 教授
副委員長	伊藤 雅喜	公益財団法人水道技術研究センター 技術顧問
委員	清塚 雅彦	公益財団法人水道技術研究センター 常務理事
委員	佐藤 裕弥	早稲田大学 研究院准教授 早稲田大学総合研究機構水循環システム研究所 主任研究員
委員	師岡 悟	公益社団法人日本水道協会工務部規格課長
委員	今井 豊 <sup>※1</sup>	小田原市上下水道局施設再整備・公民連携担当局長
委員	片野 和彦 <sup>※2</sup>	小田原市上下水道局副局長

※1：令和3年4月1日より（旧委員）前小田原市水道局長 湯川寛

※2：令和3年4月1日より（旧委員）前小田原市水道局副局長 山中満治

### 2) 本委員会の開催経緯

本委員会の開催経緯は、以下のとおりである。

委員会	開催日	内容
第1回	令和2年3月7日	委員長及び副委員長の選出 小田原市水道事業の概要について 高田浄水場再整備事業の概要について 委員会開催スケジュールについて
第2回	令和2年11月28日	実施方針（案）について 要求水準書（案）について
第3回	令和3年1月9日	実施方針（案）について 要求水準書（案）について 事業者選定基準（案）について
第4回	令和3年5月22日	実施方針に関する質問及び意見等への回答について 募集要項（案）について 要求水準書（案）について 事業者選定基準（案）について 提案書類作成要領及び様式集（案）について 基本協定書（案）および契約書（案）について
第5回	令和3年12月11日	募集要項等に関する質問への回答について 応募資格審査結果について 技術対話結果について 審査方法について
臨時第1回	令和4年2月6日	提案価格・基礎審査について
臨時第2回	令和4年2月13日	提案価格・基礎審査について
第6回	令和4年3月12日	プレゼンテーション及びヒアリング、審査 審査報告書（案）、答申（案）について

## 第6章 審査の結果

### 1) 応募資格審査

令和3年9月17日までに、2つのグループから参加表明書等の提出があり、市は高田浄水場再整備事業募集要項等に示す参加資格の要件を有するか否かについて確認した。その結果、いずれの応募者も参加資格を有していることを確認し、令和3年10月19日付で、参加資格審査の結果を通知した。

なお、これ以降は応募者を参加表明書の受付順に、AグループおよびBグループと呼称する。

### 2) 提案書類審査（提案価格・基礎審査）

全応募者から、令和4年1月28日までに提案書類の提出があった。

市は、全応募者の提案価格が見積上限価格以内であること、提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査した。

応募があった2つのグループのうち、Aグループの提案について高田浄水場再整備事業事業者選定基準に基づき、市が提案書類審査において条件を満たしていないことを確認し、本委員会に報告があった。本委員会はこのことについて審議し、失格とすることを承認した。したがって、以降の審査についてはBグループのみを対象に実施した。

### 3) 技術評価

本委員会の各委員は、事業者選定基準に基づき、応募者名を伏せて技術評価を行った。

技術評価は、以下の4段階の判断基準によって行い、各委員の評価点を平均して算出した。

評価	判断基準	得点化方法
A	要求水準を超える具体的な極めて優れた提案がある	配点×1.00
B	要求水準を超える具体的な優れた提案がある	配点×0.70
C	要求水準を超える具体的なやや優れた提案がある	配点×0.30
D	要求水準を満たすが、特に提案がない	配点×0.00



技術評価点の算出結果は、以下のとおりである。なお、技術評価点には失格基準である下限値（120点未満）を設けているが、Bグループの技術評価点は120点以上となり、この基準を満足していた。

分類	項目	配点	B グループ
1. 事業全体に関する事項	基本方針に関する提案	6	3.51
	事業計画に関する提案	18	8.49
	業務実施体制に関する提案	8	4.20
	セルフモニタリングに関する提案	10	5.50
	環境配慮に関する提案	12	7.20
	本市水道事業に資する提案	6	2.60
	小計	60	31.50
2. 設計建設業務に関する事項	浄水・排水処理に関する提案	24	9.94
	調査業務に関する提案	8	2.43
	土木・建築施設に関する提案	24	13.31
	機械設備に関する提案	32	13.09
	電気計装設備に関する提案	22	10.10
	建設工事に関する提案	40	15.57
	小計	150	64.44
3. 運転維持管理業務に関する事項	運転管理業務に関する提案	28	10.80
	保守点検業務に関する提案	22	10.71
	水質管理業務に関する提案	14	6.31
	修繕業務に関する提案	14	6.69
	膜交換及び膜薬品洗浄業務に関する提案	12	7.14
	各種調達管理業務に関する提案	12	4.06
	発生土管理及び処分業務に関する提案	6	1.80
	災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案	16	6.74
	その他業務に関する提案	12	4.51
	アセットマネジメントに関する提案	5	2.64
	各種計画及びマニュアル等の整備運用に関する提案	5	2.07
	事業終了時の引継ぎ	4	1.89
	小計	150	65.36
4. 地域への貢献に関する事項	地域経済への貢献に関する提案	30	30.00
	地域活動・地域社会への貢献に関する提案	10	10.00
	小計	40	40.00
技術評価点 合計		400	201.30

#### 4) 価格評価

価格評価点は、基礎審査に合格した応募者の提案価格のうち、最低となる提案価格を当該応募者の提案価格で除した値を配点 100 点に乗じて算出した。

価格評価点の算出結果は、以下のとおりである。

項目	配点	B グループ
提案価格(円、税抜)		18,969,758,498
価格評価点	100	100.00

#### 5) 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した総合評価点の算出結果は、以下のとおりである。

項目	配点	B グループ
技術評価点	400	201.30
価格評価点	100	100.00
総合評価点	500	301.30

#### 6) 最優秀提案者の選定

本委員会は、事業者選定基準に基づき、当該グループを最優秀提案者として選定した。

##### 【最優秀提案者】

<b>Bグループ</b> 水 i n g エンジニアリング・ 横河ソリューションサービス・安藤ハザマ・東京設計事務所・水 i n g AM・守屋電機・小田原市土木建設協同組合・瀬戸建設・小田原市管工事協同組合共同企業体	代表企業	水 i n g エンジニアリング株式会社
	構成企業	横河ソリューションサービス株式会社
		株式会社安藤・間
		株式会社東京設計事務所
		水 i n g AM株式会社
		株式会社守屋電機
		小田原市土木建設協同組合
		瀬戸建設株式会社
		小田原市管工事協同組合

## 第7章 審査の総評および講評

本事業は、市の基幹施設である高田浄水場について、耐震化の早期実現、将来の水需要に対応した施設規模の適正化を目的として、浄水場の大規模な更新を実施するものである。あわせて、高田浄水場を含む市の管理する浄水場や配水池等の場外施設の維持管理業務を一体的に委託することで、民間事業者の創意工夫が最大限に発揮されることを期待したものである。

本委員会では、事業者選定基準を踏まえて、各委員の知見に基づき技術的な提案内容を審査した。総評および各評価事項に対する講評は以下のとおりである。

### 1) 総評

Bグループの提案は、高濁度原水に対する浄水水質の確実な確保や災害時等においても安定した水道水を供給できる施設能力・体制の確保など、市が想定する課題を十分に克服できる提案となっており、設計建設から運転維持管理を通じて約26年間にわたる本事業を担うにふさわしいものであった。

### 2) 各評価事項に対する講評【Bグループ】

#### ア) 事業全体に関する事項

- ・ 基本方針に関する提案について、本事業の目的である「耐震化の早期実現」、「水需要に対応した施設規模の適正化」を踏まえ、コンセプトが明確で、実現に向けた方策が具体的に示されていた。
- ・ 事業計画に関する提案のうち、事業の実施体制が的確かつ明確であり、事業実施の確実性が具体的に示されていた。
- ・ セルフモニタリングに関する提案について、設計建設及び運転維持管理の品質を確保するための方策が示されていた。
- ・ 環境配慮に関する提案について、設計建設及び運転維持管理における効果的な具体策が示されていた。

#### イ) 設計建設業務に関する事項

- ・ 土木・建築施設に関する提案について、既存施設の配置や施工性、将来の施設更新を考慮しつつ、市と事業者の管理動線を明確に分離した配置計画のほか、災害対策や耐久性の確保及び景観に配慮されていた。
- ・ 電気計装設備に関する提案のうち、計装設備において、浄水場の運転状況や水質状況を詳細に把握できる構成となっていた。
- ・ 建設工事に関する提案のうち、施工計画において、局庁舎利用者の安全性に配慮されていた。

#### ウ) 運転維持管理業務に関する事項

- ・ 保守点検業務に関する提案のうち、IoT技術の活用など効果的で実効性の高い点検方策が示され、アセットマネジメントにも寄与するものであった。
- ・ 修繕業務に関する提案のうち、視認性もある一元管理手法や実効性のある緊急時対応な

どが示されていた。

- ・ 災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案のうち、実効性のある支援体制など災害時の体制と対応が示されていた。

#### エ) 地域への貢献に関する事項

- ・ 事業実施にあたっては地元企業を積極的に活用し、地元経済に寄与する提案があった。

## 第8章 おわりに

本委員会は、高田浄水場の再整備に係る設計及び建設業務、並びに安全かつ安定した水道水を供給するための運転維持管理業務を担う事業者を選定するため、約2年間にわたり、要求水準書や事業者選定基準等について審議、応募者の技術提案の評価等を行ってきた。

プロポーザル公募の結果、2つのグループから応募があった。このうちAグループの提案について、高田浄水場再整備事業事業者選定基準に基づき、市が提案書類審査において条件を満たしていないことを確認し、本委員会に報告があった。本委員会はこのことについて審議し、失格とすることを承認した。最優秀提案者となったBグループの提案については、本事業の目的を十分に理解するとともに、応募者が有する最新技術やノウハウ、経験を活用した優れたものであり、本事業に取り組む意欲や熱意を感じさせるものであった。

両応募者に対しては、提案書類の作成等の各過程において、多大な労力と時間を費やし、本事業を推進するために真摯に取り組んでいただいたことに対して、本委員会として深く敬意を払うとともに、感謝を申し上げる。

今後、本事業の契約交渉がなされる予定であるが、提案内容に関する不明確な点や疑問点等について、市とBグループの双方が誠意をもって十分な調整を行うことを望むものである。

最後に、市とBグループが本事業の推進に向けた強固なパートナーシップを構築し、本事業の目的の達成に向けて邁進されることを期待する。